

## &lt;目的&gt;

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

## &lt;対象者&gt;

- ①有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、
- ②毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

} 専門家による検討会  
(環境省)の審査を経て  
確認

## &lt;給付内容&gt;

医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、  
入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸水の飲用者

→健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

な入  
し院  
歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度のみ】

あ入  
り院  
歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度のみ】

小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者

※平成23年度～  
→精神発達調査の実施(精神発達等に係る報告票の提出等による調査を実施)

- ・精神発達調査費用(月50,000円)

## &lt;その他&gt;

小児支援体制整備事業の実施

※平成20年度～  
(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象)

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、  
医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の  
実施について調整を行う

## &lt;実施状況&gt;

◇申請受付開始日  
平成15年6月30日

◇対象者数等  
(平成29年4月1日現在)

**医療手帳対象者 147名**

(累計 157名)  
うち健康管理調査対象者 29名

申請者数 565名
申請棄却者 408名
分析調査中等 0名

## &lt;事業見直し等&gt;

・平成18年6月7日  
平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定

・平成20年5月22日  
平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成20年7月以後も事業を継続することを決定

・平成23年6月  
平成23年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、平成23年7月以後も事業を継続するとともに、小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者に対し、精神発達調査を実施することを決定

・平成26年6月  
平成26年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成26年7月以後も事業を継続することを決定

・平成29年6月  
緊急措置事業見直し予定